

## 米軍CH53ヘリコプター不時着・炎上事故に関する抗議決議

10月11日午後5時20分ごろ、米軍北部訓練場に近い東村高江の車地区の牧草地に米軍普天間飛行場所属のCH53E大型輸送ヘリコプターが不時着・炎上した。

ヘリが不時着した現場は県道70号線に近い民間地で、民家に近い距離であり、一步間違えれば住民を巻き込む大惨事となりかねない事故である。

CH53ヘリコプターはたびたび事故を起こしており、2004年8月には沖縄国際大学に墜落・炎上している。

今回の事故は、日常的に米軍機が市民の上空を飛び交い、飛行経路となっている本市においても同様の事故を起こす可能性があり、市民に大きな不安と恐怖を与えるものである。

米軍機による事故等に対しては、本市議会でも関係要路にその都度厳重に抗議し、事故の原因究明と再発防止、その間の飛行中止を強く求めてきた。それにもかかわらず、米軍は事故原因や再発防止策を公表しないまま訓練を再開するなど、一方的な行動をとってきた。そうした中で、またしてもこのような事故が発生したことは市民・県民の生命と生活を軽視するものであり、断じて容認できるものではない。

よって、本市議会は市民の生命、財産、安全を守る立場から、今回の事故に厳重に抗議するとともに、下記の事項を速やかに実現するよう強く要求する。

### 記

- 1 今回の事故の原因を究明し、その結果を速やかに公表すること
- 2 事故の再発防止及び安全対策が講じられるまでの間、同機種の飛行を中止すること
- 3 航空機の整備・保守点検体制を徹底的に見直して航空機の安全管理と事故の再発防止に努めること
- 4 市民・県民の過重な負担をなくすよう普天間基地の早期返還をすること

以上、決議する。

平成29年10月17日

沖縄県浦添市議会

宛先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在日米軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事